

# 平成30年度川崎町社会福祉協議会事業計画

川崎町社会福祉協議会における社会福祉事業は、定款第1条に規定する社会福祉を目的とした事業の健全な発達及び地域福祉活動の活性化により、社会福祉の推進を図るため、次の事業を行う。

## 1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

社会福祉をめぐる状況は大きく変化している今日、社会福祉協議会では政策動向をしっかりと見極め、制度改正等に的確に対応し地域福祉を推進していくことが求められています。

特に国が推し進める「地域共生社会づくり」や地域包括支援システムの推進に向け、行政をはじめ地域の社会福祉法人、その他の団体等との連携・協働を図るとともに、地域住民が抱える生活課題を発見し、相談支援につなげる機能強化を推進します。

また、老人クラブ連合会、民生委員・児童委員協議会、社協理事会、評議員会、母子寡婦福祉会、身障福祉会、保護司会、遺族会、ボランティア団体等を対象にした研修会等で住民間の交流を推進します。

さらに、平成30年度より川崎町より川崎町生活支援体制整備事業一部委託（生活支援コーディネーター業務）を依頼されましたが、積極的に受託するとともに川崎町社会福祉協議会が中核となり地域の生活支援の充実をめざします。

また、本年度の「まつり川崎」の運営担当が川崎町社会福祉協議会となることから、川崎町総合福祉センター落成記念を併せて「第32回ふくしまつり」を盛大に実施します。

## 2. 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助

福祉とは、個人がその人らしく生活することを支援するものであるから、各種団体、組織との連絡と強化に努め、社会福祉に関する講座や研修会等の実施など住民一人ひとりが気軽に参加できる環境づくりに取り組みます。

## 3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及宣伝、連絡調整及び助成

川崎町における地域共生社会の実現に向けて、ボランティアセンターの設置及び機能化が期待されていますが、平成30年度中に行政と協議を進めていく

とともに、地域の福祉団体・ボランティアグループとの連携や情報発信に努めます。

#### **4. 保健医療、教育の社会福祉と関連する事業との連絡**

町の保健センターと連携しながら共同募金事業により地域福祉の推進を図ります。

また、教育については、小学生への福祉教育冊子等を配布及び福祉教材の提供をすることにより福祉に関する教育の推進を図ります。

さらに、ボランティア団体に協力をいただき、視力の障がいがある方へ「広報かわさき」の音声テープの配布を行います。

#### **5. 共同募金事業への協力**

- (1) 老人クラブによる一円玉募金を4月から12月まで実施
- (2) 赤い羽根街頭募金及び大口募金を10月から12月まで実施
- (3) 戸別募金（各行政区長に依頼）を10月から12月まで実施
- (4) 民生委員児童委員をはじめ福祉関係団体に協力を依頼する。

#### **6. 川崎町総合福祉センターの運営**

川崎町総合福祉センター建替工事が10月末に竣工しますが、記念イベントを実施するとともに、保健・福祉活動の拠点統合施設としての機能充実に努めます。

また、保健センター、老人福祉センター、総合福祉センター施設を活用し高齢者、子ども及び障がい者福祉サービスの機能連携強化に向けて取り組めます。

#### **7. 心配ごと相談業務**

法務局をはじめ、人権相談員、行政相談員、民生委員相談員の連携により、相談者のさまざまな悩みの解決に努めるとともに、相談員の資質向上のため、事例研修を行い相談業務の充実に努めます。

#### **8. 老人福祉センターの運営**

平成29年度にお風呂の愛称が「小梅ちゃんの湯」に決定したので、今後は利用者の拡大に向けてPRを強化するとともに具体的な事業を展開していく必

要があります。

あらゆる世代間の交流のために、談話室、浴室、カラオケ、健康福祉機器の提供を行うとともに、折り紙、編み物、ペン字などのイベントやサークル活動等や看板や広報等でのPRに取り組み地域住民から親しみのもてる施設運営に努めます。

## **9. 川崎町配食サービス見守りネットワーク事業**

平成26年度末、川崎町からの委託契約終了後より事業休止を継続します。

## **10. 居宅介護支援事業**

介護サービスの提供を通し様々なニーズを把握し利用者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、社会福祉協議会の強みを生かし医療、介護と連携を図りながら自立支援と介護予防の視点を持ったケアマネジメントを実施し地域で安心して生活できるよう支えていきます。

### **11. 通所介護事業・予防通所介護事業**

平成26年10月より事業を休止していましたが、平成29年6月の理事会及び評議員会で廃止が決定しました。

### **12. 訪問介護・予防訪問介護事業**

住み慣れた地域の中で、利用者のニーズに合わせて利用者ができることを維持継続し、ゆとりのある生活を送れるように専門性の高いサービス提供に努めます。

また、ケアマネージャー及び関係機関等との連携を図りながら、介護保険制度の改正に対応できる統合的なサービス提供に努めます。

### **13. 障がい福祉サービス**

障がい者が住み慣れた自宅において、日常生活及び社会生活を営むことができるように、常に利用者の立場に立ってサービスを提供できるように努め、関係機関と利用者の意向に沿った支援サービスをより敏速に行える事業所をめざします。

また、居宅介護事業や重度訪問介護事業、又は知的・精神障がいのある方の

外出等の移動支援として同行援助事業を行うとともにきめ細やかなサービスを提供します。

#### **1 4. 福岡県の生活福祉資金貸付事業**

福岡県の生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例（平成2年条例第27条）の規定に基づいて、福岡県社会福祉協議会が低所得者、高齢者、障がい者に対し資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立、生活意欲の助長と社会参加の促進を図り、安定した生活をおくるための支援を行っていますが、川崎町社会福祉協議会は共に相談窓口として、福岡県社会福祉協議会へ繋ぐ役割を果たしていきます。

#### **1 5. 障害者(児)相談支援事業**

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく相談支援を提供する中、障がい者が住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、利用者の生活全般を把握し、課題の解決や自立のために必要で適切なサービスを利用できるよう計画作成を行うとともに、そのための地域・事業所等との密接な連携を図ります。

また、相談支援専門員としての資質向上に努めるとともに、地域や事業所、行政、関係機関等に働きかけを行います。

#### **1 6. その他この法人の目的達成のための必要な事業**

「生活困窮」「社会的孤立や孤独」「心身の障がいや不安」など、既存の制度では対応できない制度の狭間にいる方等への支援は今日的な課題となっています。

平成29年度より開始された福岡県社会福祉法人経営者協議会等が実施主体である「ふくおかライフレスキュー事業」は、現物給付という緊急時のツールを備えた生活困窮者等に対する相談・支援事業であり、複数の社会福祉法人がそれぞれの専門性を活かしながら包括的に支援する取組です。現在、川崎町内の参加法人は本会1法人しかないため、地域の社会福祉法人への参加の呼びかけを行い、支援情報の共有や事例検討、地域課題の共有を図るため連絡会の設置に向けて取り組めます。

また、川崎町地域福祉計画に係る具体化策の実施実現に向けて行政や地域包括支援センター、地域の社会福祉人、NPO等、関係機関との連携を強化し取組を進めます。